

# 一般社団法人 日本薬局経営学会 個人情報保護の保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 日本薬局経営学会（以下、「当法人」という。）が個人情報保護法を遵守するために、個人情報の収集、利用及び管理等について定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 本規程における用語の意味を次の通り定める。特に定めがない限り個人情報保護法及び同法に関する監督官庁のガイドライン規定上の定義に従う。

- (1) 「個人情報」 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）。
- (2) 「個人情報データベース等」 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
  - ① 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの。
  - ② ①に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。
- (3) 「個人データ」 個人情報データベース等を構成する個人情報。
- (4) 「保有個人データ」 会社が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ。
- (5) 「本人」 個人情報によって識別される特定の個人。
- (6) 「従業者」 組織内にあつて直接間接に指揮監督を受けて個人情報の取り扱いに従事している者をいい、役員、職員及び派遣社員等。

### (適用範囲)

第3条 この規程は、前条に定める従業者に対して適用する。

2. 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

## 第2章 体制及び責任

(個人情報保護管理者)

第4条 当法人は、個人情報保護管理者を選任し、個人情報の管理を行わせるものとする。

2. 個人情報保護管理者は、個人情報保護法及び監督官庁のガイドラインに則った必要な当法人規程等を策定及び当該法律等の改正などに応じた改定、社内の教育訓練計画の策定及び実施など、周知徹底等の措置を実践する責任を負う。
3. システム管理責任者を指名した場合であって、そのデータベース等に個人情報が含まれているときは、当該システム管理責任者も当該個人情報保護管理者となるものとする。

(苦情の受け付け及び相談窓口)

第5条 当法人は、個人情報に関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて対応するものとする。

2. 相談窓口については、個人情報保護管理者の責任のもとに設置および運営する。

## 第3章 実施及び運用

### 第1節 個人情報の取得

(個人情報取得の基本原則)

第6条 当法人の事業に必要な範囲内で、個人情報の利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取得しないものとする。

2. 個人情報の取得は、偽りその他不正の手段によって行わないものとする。

(本人から直接に書面等で個人情報を取得する場合)

第7条 本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

2. 明示方法については、利用目的を明記した書面を手渡す又は郵送とし、それ以外の方法をとる場合には、個人情報保護管理者の承認を得なければならない。
3. 個人情報保護法の定めに従って第1項の利用目的の明示を行う際に、必要に応じて、以下の事項及び第18条の事項を明示する場合もある。

(1) 本人の同意なく個人データを第三者に提供することが予定される場合には、以下に

あげる内容

- ① 第三者への提供を利用目的とすること
  - ② 第三者に提供される個人データの項目
  - ③ 第三者への提供の手段又は方法
  - ④ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する旨
- (2) 個人データを共同利用することが予定される場合には、以下に挙げる内容
- ① 個人データを特定の者との間で共同して利用する旨
  - ② 共同利用される個人データの項目
  - ③ 共同して利用する者の範囲
  - ④ 利用する者の利用目的
  - ⑤ 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

(その他の個人情報を取得する場合)

第8条 前条の場合を除いて、個人情報を取得する場合には、利用目的をできる限り特定し、あらかじめその利用目的を公表する。あらかじめ公表しない場合には、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知又は公表する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- (5) 当法人が個人情報の取り扱いを委託されている場合
- (6) 第三者に提供することについて本人から同意を得ている提供者から取得する場合
  2. 公表は、ウェブ画面上で行うものとし、本人に通知する場合には、電話、電子メール、ファックス、文書の郵送等でその都度、個人情報保護管理者が決定する。
  3. 個人情報保護法の定めに従って第1項の利用目的の公表又は通知を行う際に、必要に応じて、前条第3項の事項及び第18条の事項を公表する場合もある。

## 第2節 個人情報の利用及び第三者提供

(個人情報利用の基本原則)

第9条 個人情報は、利用目的の範囲内で、具体的な権限を会社から与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

2. 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、本人の同意を得るものとする。

(利用目的の変更)

第 10 条 利用目的を変更した場合には、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。また、その場合でも変更前の利用目的と関連性を有する合理的と認められる範囲で行う。

2. 前項の利用目的の変更の際には、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人データの第三者提供)

第 11 条 当法人が保有する個人データについては、本規程第 12 条の手続又はあらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合は除く。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2. 前項に定めるような場合に、個人情報を第三者に提供する際は、原則として個人情報保護管理者の承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合には、事後速やかに報告すること。

(オプトアウト)

第 12 条 あらかじめ本人の同意がなく個人データを第三者に提供する場合には、以下に掲げる事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の手段又は方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する旨

2. ウェブ画面上に掲載することで容易に知り得る状態に置くものとし、その他の方法をとる場合には、個人情報保護管理者が決定する。本人に通知する場合には、電話、電子メール、ファックス、文書の郵送等 でその都度、個人情報保護管理者が決定する。

(個人データの共同利用)

第13条 個人データを都道府県支部等で共同利用する場合には、次に挙げる事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

- (1) 個人データを特定の者との間で共同して利用する旨
- (2) 共同利用される個人データの項目
- (3) 共同して利用する者の範囲
- (4) 利用する者の利用目的
- (5) 個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

2. ウェブ画面上に掲載することで容易に知り得る状態に置くものとし、その他の方法をとる場合には、個人情報保護管理者が決定する。本人に通知する場合には、電話、電子メール、ファックス、文書の郵送等でその都度、個人情報保護管理者が決定する。

(委託に関する事項)

第14条 当法人の事業を遂行するために業務の一部又は全部を他の者に委託する必要がある、それに伴って個人データを提供する場合は、適正な委託先選定基準により事業者を選定し、以下の項目を含んだ契約内容をもって、保護水準を担保しなければならない。

- (1) 個人データの利用の制限
  - (2) 個人データに関する守秘義務、秘密保持内容
  - (3) 個人データの安全管理に関する事項
  - (4) 再委託の禁止又は制限等
  - (5) 委託目的達成後における速やかな個人データの返却、廃棄、又は削除
  - (6) 情報漏えい等の事故が発生した場合の委託元への報告義務と責任分担
2. 従業者は、事前に個人情報保護管理者の承認を得るものとする

### 第3節 個人情報の管理及び保管

(個人データの管理の基本原則)

第15条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容で保つよう管理するものとする。

(個人データの安全管理および情報漏洩における対策)

第16条 個人情報保護管理者は、個人情報保護法、諸法令及び各監督官庁のガイドライン等の改正などを常時チェックし、個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要な対策をその都度必要かつ適切に講じるものとする。

2. 個人情報保護管理者は、個人データの安全管理について従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書を整備運用し、その実施状況を確認、評価及び改善しなければならない。
3. 個人データを取り扱う従業者は、その業務を行う前に、個人情報保護法、諸法令および監督官庁のガイドラインを遵守する旨の誓約書を会社に提出するものとし、個人データ取り扱いに関する教育及び研修を定期的に行う。また、管理及び運用等を認められた従業者以外は個人データを取り扱えないものとする。
4. 当法人は、安全管理措置として、入退館（室）の管理、個人データの盗難の防止等の措置、個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等を講ずるものとする。
5. 当法人は、個人情報の流出を防止するため又は流出した疑いのある場合における調査をするため、本協会が従業者に貸与したパソコンに関し送受信された電子メールにつき、常時、社内のサーバーに蓄積されたデータをモニタリングするものとする。

#### （通報の義務）

第 17 条 従業者は、個人情報外部に漏えいしていることを知った場合、又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに本協会に通報しなければならない。

2. 前項の通報を受けた個人情報保護管理者は、直ちに事実関係を調査しなければならない。

### 第 4 節 保有個人データの開示等の求めへの対応

#### （保有個人データの公表義務）

第 18 条 個人データに関し、以下の事項について、本人の知り得る状態に置かなければならない。

- （1）当法人の氏名又は名称
  - （2）すべての保有個人データの利用目的
  - （3）当法人が保有する個人データの開示、利用目的通知、訂正、追加、一部削除、利用停止、または全面消去（以下「開示等」という）のための権利とその権利を行使するための手続方法（開示及び通知の手数料の額を定めたときは手数料の額も含む）
  - （4）保有個人データの取り扱いに関する苦情及び問い合わせ窓口の部署及び連絡先、受付時間等
2. ウェブ上に掲載することで知り得る状態に置くものとし、その他の方法をとる場合には、個人情報保護管理者が決定する。

(利用目的の通知の求めへの対応)

第 19 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 前条の規定により、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
  - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産の権利利益を害するおそれがある場合
  - (3) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより会社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - (4) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
2. 本人からの利用目的の通知の求めに対し、通知しないことを決定する場合には、個人情報保護管理者に承認を得なければならない。

(保有個人データの開示の求めへの対応)

第 20 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ）を求められたときは、本人に対し、書面又は本人が希望する方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しない。また、その旨の決定をした場合には、本人に対し、遅滞なく通知する。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
2. 本人からの保有個人データの開示の求めに対し、通知しないことを決定する場合には、個人情報保護管理者に承認を得なければならない。

(保有個人データの訂正、追加又は削除の求めへの対応)

第 21 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を求められたときは、遅滞なくこれに応ずるとともに、当該本人に対して、その旨及び訂正内容の通知を行うものとする。

2. 訂正等を行わない旨の決定をする場合には、個人情報保護管理者に承認を得なければならない。

(利用の停止又は消去の求めへの対応)

第 22 条 当法人が保有する個人データにつき、本人から、自己が識別される保有個人データに関し、利用目的外の取り扱いがなされていること又は不正な手段で収集されたものであることを理由として、当該保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの利用の停止等をするものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2. 当法人が保有する個人データにつき、本人から、当該本人が識別される保有個人データが法令の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
3. 第 1 項及び第 2 項の本人からの求めに対して、代わるべき措置を決定する場合には、個人情報保護管理者に承認を得なければならない。

(開示等の求めに対する諸手続)

第 23 条 前 4 条の規定に基づき、本人から通知、開示、訂正もしくは削除又は利用もしくは提供の停止を請求された場合には、以下の事項を記載した書面を会社に提出してもらいように対応しなければならない。

- (1) 本人の氏名ならびに住所及び連絡先（代理人による請求の場合には、代理人の氏名ならびに住所及び連絡先）
- (2) 開示、訂正もしくは削除又は利用もしくは提供の停止を求める保有個人データを特定する事項
- (3) 請求する内容（通知、開示、訂正もしくは削除又は利用もしくは提供の停止）
- (4) 本協会からの通知又は調査もしくは対応結果等の送付先

(削除・消去等の方法)

第 24 条 個人データの削除及び消去は、焼却、裁断、溶解、磁氣的消去等の個人情報保護管理者が定める方法により行うものとする。

## 第4章 罰則

(罰則)

第25条 この規程に違反した場合には、就業規則に定める懲戒規定を準用する。また、当社に損害を与えた場合には、損害賠償を請求する。

2. 当法人就業規則が適用外の従業者の場合には、別途提出した誓約書または締結した契約書等の定めによる。

## 第5章 雑則

(委任)

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長の定めるところによる。

(改正)

第27条 この規程の改正は、理事会の決議による。